

遠賀町選挙管理委員会告示第1号

有効署名総数の決定について

地方自治法施行令第95条の2の規定により、遠賀町条例制定請求代表者から提出された遠賀町条例制定請求にかかわる署名簿を関係人の縦覧に供したところ、異議の申出はなく、有効署名数を次のとおり決定し、その旨告示する。

平成26年1月6日
遠賀町選挙管理委員会
委員長 泉原敏行

記

有効署名総数 440人

縦覧期間 平成25年12月21日から平成25年12月27日

ホームページ掲載用に公印を省略しています